平成２２年（フ）第１３８２号
埼玉県川口市飯塚３丁目４番19号　荻原荘
債務者　坂本　明子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８５号
さいたま市緑区大字中尾1692番地11　ニューヴィレッジ202
債務者　比嘉　貴代（旧姓中條）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９４号
さいたま市緑区馬場２丁目５番地18　グランパレス弐番館102号室
債務者　佐護　榮子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
埼玉県志木市幸町１丁目11番46―405号
債務者　井上　梨沙
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７１号
埼玉県川口市東領家３丁目27番14号　ロキシー・ヴィル川口Ａ202号
債務者　増田　恭吾
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７５号
さいたま市岩槻区大字村国583番地９
債務者　黒須　雅子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８２号
埼玉県上尾市大字久保98番地５
債務者　荘司　摩耶
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８８号
埼玉県久喜市南２丁目３番29号　コーポ村松101号
債務者　柴田　祐己
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１４号
埼玉県川口市芝富士２の12の22、外国人登録原票上の住所埼玉県川口市大字小谷場261番地の15
債務者　藤崎こと　宋　　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５３号
埼玉県志木市本町６丁目13番17号　第２浅田ハイツ101号
債務者　石崎　雅三
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
大分県豊後大野市大野町田中1819番地38　豊後大野市営もみじヶ丘住宅Ｂ108号
債務者　赤星　憲一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第３９号
大分県豊後大野市緒方町馬場534番地13
債務者　大島えみ子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第６９号
岩手県二戸市石切所字川原50番地１
債務者　高村　スミ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２１７号
静岡県富士市松岡804番地の14、住民票上の住所静岡県富士市大淵2320番地の13
債務者　鈴木　雄介
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７８４４号
大阪府守口市寺方本通２丁目３番２号
債務者　小田リヨ子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２６号
横浜市瀬谷区二ツ橋町542番地２　親和レジデンス702
債務者　若狭　侍郎
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０８号
横浜市金沢区能見台東11番３―503号
債務者　竹内由美子（旧姓坂場）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部